誌上セミナー第７回　　『運輸安全マネジメント』

第7回目となる今回は、事業者として安全管理体制の構築を目指す『運輸安全マネジメント制度（以下、「安マネ制度」）』について取り上げます。

＜安マネ制度とは？＞

輸送の安全確保は運輸事業の根幹を成すもので、利用者である国民（荷主等）に信頼される輸送サービスの実現には必要不可欠です。「安マネ制度」とは、運輸事業者自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築し、継続的に繰り返すことで「安全意識の浸透」と「安全風土の構築」を目指す取組です。

具体的には、
・Plan（計画）
　輸送の安全確保を図るための計画を作成する
・Do（実施）
　作成した計画に基づいて安全対策を実施する
・Check（評価）
　実施した結果、どんな効果があったか評価する
・Act（改善）
　改善点を整理しさらに計画を見直し実施する
を繰り返し輸送の安全の向上を図っているものです。

“従業員や荷主に対し「安全意識の浸透」と「安全風土の構築」をアピール“

●ＰＤＣＡサイクルによる運輸安全マネジメント概念図

＜安マネの進め方は事業規模別で異なります＞

安マネ制度では、事業規模に応じて事業者が実施すべき項目が区別されており、国交省では「手引き」を２種類作成し、規模に応じた推進のポイントを解説しています（下記②及び③事業者は同じ手引き）。

①中小規模事業者：車両数が概ね100両未満で、かつ営業所が1箇所の事業者

②準大規模事業者：車両数が概ね100両以上300両未満、又は営業所が2箇所以上の事業者

③大規模事業者　：車両数が概ね300両以上の事業者＝規程等義務付け事業者

（「手引き」：インターネットからの検索方法）
「自動車総合安全情報」で検索→「事業用自動車の安全対策」→「運輸安全マネジメントとは？」→「関連する法令等」→「自動車運送事業共通法令等」

本セミナーでは、県内事業者の多くが100両未満の事業者であることから**「中小規模事業者」をポイント**に実施すべき事項について解説します。

＜経営者の役割＞
1. **安全方針**の作成、社内への周知徹底
2. 安全方針実現のための**具体的目標の**設定及び目標達成に向けた安全運行に努める
3. **緊急時（重大事故等発生時）の対応方法**の制定
4. 輸送の安全に必要な**人員や設備等を確保・整備**
5. 安全管理の取り組み状況の**点検**及び問題点の**改善**
6. 人員体制上可能な場合、安全を統括管理する責任者（「安全統括責任者」という）を選任し、安全方針の社内周知及び安全目標を作成する

“積極的に「輸送の安全」をアピールしましょう”

実践例
・社内報などに「輸送の安全方針」を必ず掲載
・朝礼や全体会議の場等で必ず「輸送の安全」について言及
・「安全方針・目標」等を目に触れる場所へ掲示
・点呼・各種会議での冒頭唱和の励行
・事故防止キャンペーン活動の計画
・安全教育、適性診断、添乗指導等を行う月日を予め決めておく

＜安全管理の実施＞
経営者（安全統括責任者）、その他社員が一丸となって取組むこと。
【経営者(安全統括責任者)】
・輸送の安全に関する情報を適時・適切に伝達させ、現場の声を把握する
・輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を実施し、実施状況を記録保管する
・社員の法令等遵守状況を確認する
・事故・災害時の報告体制を構築する
・事故防止対策を検討する
【社員】
・輸送の安全に必要な法令等を遵守する
・事故防止対策を検討する

＜安全管理の取組状況の点検と改善＞
経営者（安全統括責任者）は、定期的に安全管理の取組み状況を点検し問題点を改善すること

・安マネの実施状況を最低年に1回程度はチェックし改善を行う
・取組み内容の記録・保管

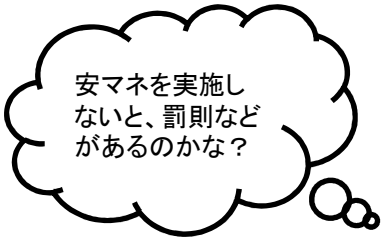

＜この点に注意！！！＞

安マネは努力義務であり罰則はないと思われがちですが、事業規模に応じた「義務付け事項を守っていない場合や安全情報を公表していない場合、行政処分に処せられる場合があります。

例：経営者が輸送の安全に関する「基本方針」、これに基づく「安全目標」を策定していなかったり、これらを従業員に周知していない（安全情報を公表していない）場合など（以下を参照）

運輸安全マネジメントの実施義務と行政処分等との関係

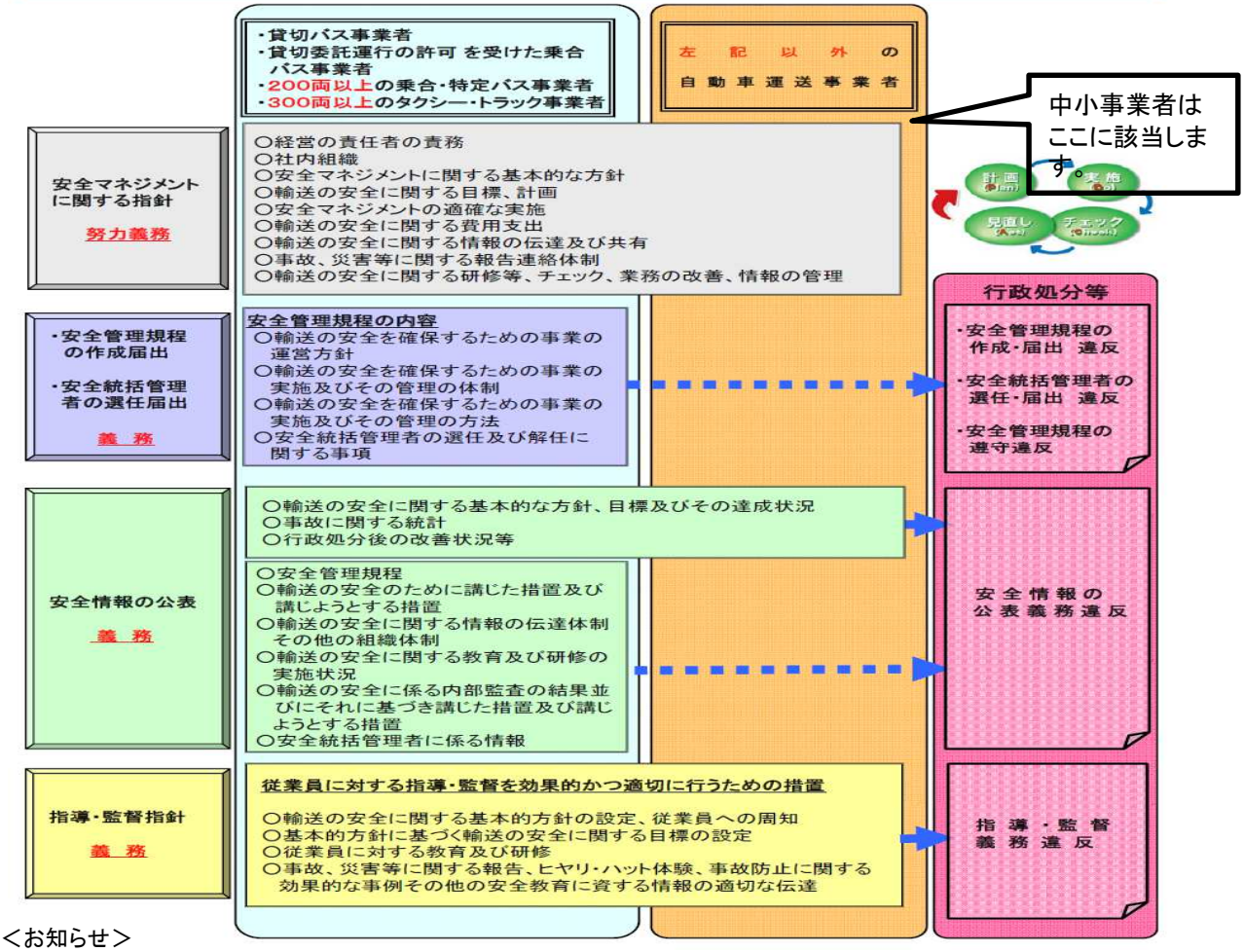

＜お知らせ＞
「誌上セミナー」では会員事業者皆様の「法令の理解と遵守」の一助に資することを目的に、巡回指導で指摘事項の多い項目をこれまで取り上げてきましたが参考になりましたでしょうか。「誌上セミナー」は本号で一旦お休みさせていただきます。
なお、これまでの「誌上セミナー」については、当協会のホームページにて公開します。
また、次回掲載までの間、会員の皆様から取り上げてほしい課題等を随時募集しておりますので協会までご連絡お願いします。
連絡先：TEL 058－279－3771　　FAX 058－279－3773